

## 6-1 課税状況

### (1) 課税状況(合計分)

区分	人員	金額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	17,739	81,373,367
配偶者控除額	632	6,419,332
基礎、特別控除額	17,685	53,665,371
基礎、特別控除後の課税価格	12,647	21,907,903
贈与税額	12,643	4,113,655
外国税額控除	1	12
外国税額控除後の額	12,643	4,113,643
農地等納税猶予額	15	53,104
株式等納税猶予額	8	120,765
納付税額	12,626	3,939,775
災害減免法第4条による免除税額	-	-

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、平成26年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。

2 人員について、(暦年課税分①)と(相続時精算課税分②)に重複する者があるため、①②の合計は(合計分)と一致しない。

### 課税状況(暦年課税分①)

区分	人員	金額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	13,129	39,572,904
配偶者控除額	632	6,419,332
基礎控除額	13,129	14,441,900
基礎控除後の課税価格	12,487	19,330,911
贈与税額	12,483	3,598,257
外国税額控除	-	-
外国税額控除後の額	12,483	3,598,257

### 課税状況(相続時精算課税分②)

区分	人員	金額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	4,746	41,800,463
特別控除額	4,696	39,223,471
特別控除額後の課税価格	169	2,576,992
贈与税額	169	515,398
外国税額控除	1	12
外国税額控除後の額	169	515,387

### (参考1) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

区分	人員	金額
	人	千円
住宅取得等資金の金額	2,767	25,711,257

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者について、平成26年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

### (参考2) 教育資金の非課税制度の状況

区分	人員	金額
	人	千円
非課税抛出资额	1,284	9,851,055
教育資金支出額(管理契約終了分)	-	-

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者について、「非課税抛出资额」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて、平成25年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調査」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較  
(合計分)

年 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
平成 21 年 分	14,356 人	74,861,180 千円	9,105 人	2,539,019 千円
平成 22 年 分	13,517 人	63,922,462 千円	9,127 人	2,657,630 千円
平成 23 年 分	14,050 人	64,321,752 千円	10,041 人	3,221,847 千円
平成 24 年 分	15,389 人	69,221,117 千円	10,959 人	3,936,410 千円
平成 25 年 分	17,739 人	81,373,367 千円	12,626 人	3,939,775 千円

(暦年課税分及び相続時精算課税分)

年 分	暦 年 課 税 分 額		相 続 時 精 算 課 税 分 額	
	取 得 財 産 価 額 人 員	金 額	取 得 財 産 価 額 人 員	金 額
平成 21 年 分	9,687 人	28,449,425 千円	4,795 人	46,411,756 千円
平成 22 年 分	9,600 人	27,396,527 千円	4,011 人	36,525,935 千円
平成 23 年 分	10,471 人	32,084,994 千円	3,673 人	32,236,758 千円
平成 24 年 分	11,406 人	33,820,056 千円	4,073 人	35,401,061 千円
平成 25 年 分	13,129 人	39,572,904 千円	4,746 人	41,800,463 千円

## (3) 申告及び処理の状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	17,736	81,346,688	12,602	3,896,415
	修正申告による増差額	73	174,950	56	54,069
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	40	148,270	23	10,710
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 17,739	81,373,367	実 12,626	3,939,775
過 年 分	申 告 額	656	2,571,564	627	351,403
	修正申告による増差額	83	274,528	77	64,068
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	42	155,425	36	36,471
	決 定 額	1	810	-	-
	計	実 738	2,691,477	実 703	379,001
合 計	申 告 額	18,392	83,918,252	13,229	4,247,818
	修正申告による増差額	156	449,478	133	118,138
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	82	303,695	59	47,181
	決 定 額	1	810	-	-
	計	実 18,477	84,064,844	実 13,329	4,318,776

調査対象等： 「本年分」は、平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年以前に贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

## (4) 税務署別課税人員

税務署名	人	員
青森	森	663
弘前	前	405
八戸	戸	721
黒石	石	132
五所川原	原	294
十和田	田	484
むつ	つ	131
青森県計		2,830
盛岡	岡	1,102
宮古	古	141
大船渡	渡	96
水沢	沢	176
花巻	巻	335
久慈	慈	142
一関	関	213
釜石	石	117
二戸	戸	122
岩手県計		2,444
仙台北		1,649
仙台中		842
仙台南		839
石巻	巻	405
塩釜	釜	310
古川	川	307
気仙沼	沼	161
大河原	原	213
築館	館	151
佐沼	沼	144
宮城県計		5,021

税務署名	人	員
秋田南		441
秋田北		185
能代	代	142
横手	手	131
大館	館	226
本荘	荘	126
湯沢	沢	63
大曲	曲	191
秋田県計		1,505
山形	形	1,196
米沢	沢	268
鶴岡	岡	251
酒田	田	230
新庄	庄	137
寒河江	江	161
村山	山	180
長井	井	81
山形県計		2,504
福島	島	701
会津若松	松	317
郡山	山	949
いわき	き	599
白河	河	198
須賀川	川	221
喜多方	方	86
相馬	馬	180
二本松	松	127
田島	島	57
福島県計		3,435
総計		17,739

(注) この表は、「(1) 課税状況(合計分)」の「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	7	128	147	4,152	-	-
過 年 分	14	708	353	37,767	7	4,668
合 計	21	836	500	41,919	7	4,668

(注) 調査対象等は、「(3) 申告及び処理の状況」と同じである。

## 6-2 贈与財産価額階級別

### (1) 取得財産価額階級別状況（合計分）

取得財産価額階級	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150 万円以下	5,499	6,642,421	60,200
150 万円超	1,998	3,620,806	125,461
200 "	4,740	13,803,341	679,185
400 "	2,505	13,133,455	724,552
700 "	1,208	10,348,261	430,569
1,000 "	1,318	18,675,913	415,491
2,000 "	378	8,897,069	177,227
3,000 "	58	2,221,425	190,495
5,000 "	20	1,318,209	239,725
1 億円超	11	1,666,319	346,577
3 "	-	-	-
5 "	-	-	-
10 "	1	1,019,468	506,934
20 "	-	-	-
30 "	-	-	-
50 "	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>17,736</b>	<b>81,346,688</b>	<b>3,896,415</b>

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

### (2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
	人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
	人	千円	人	千円
150 万円以下	5,381	6,502,182	218	235,201
150 万円超	1,777	3,223,439	236	422,804
200 "	3,744	10,827,851	1,022	3,054,018
400 "	1,418	7,229,454	1,098	5,964,591
700 "	372	3,133,799	832	7,187,427
1,000 "	322	4,497,460	988	14,068,212
2,000 "	93	2,073,355	288	6,889,709
3,000 "	7	271,861	46	1,761,328
5,000 "	5	351,000	15	967,210
1 億円超	3	381,924	8	1,284,395
3 "	-	-	-	-
5 "	-	-	-	-
10 "	1	1,019,468	-	-
20 "	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>13,123</b>	<b>39,511,794</b>	<b>4,751</b>	<b>41,834,894</b>

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

### 6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額

取得財産等の種類		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人員	取得財産価額 千円	人員	取得財産価額 千円
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	322	801,283	486	2,142,134
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	232	369,669	307	557,943
	宅地（借地権を含む。）	2,939	10,426,929	2,463	15,657,136
	山林	186	207,773	221	352,942
	その他の土地	208	266,089	223	710,157
	計	実 3,467	12,071,742	実 2,934	19,420,311
家屋、構築物		1,515	2,915,508	1,279	2,945,759
事業 （農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	5	17,744	4	25,632
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	1	24	1	5,317
	売掛金	-	-	2	20,102
	その他の財産	31	49,460	3	39,117
	計	実 36	67,228	実 9	90,168
有価証券	株式及び出資	2,724	7,927,593	177	3,717,664
	公債及び社債	11	35,977	2	25,314
	投資・貸付信託受益証券	8	25,359	3	33,565
	計	実 2,738	7,988,928	実 177	3,776,543
現金、預貯金等		5,932	14,603,046	1,477	14,890,965
家庭用財産		1	1,830	-	-
その他の財産	生命保険金等	115	370,966	8	34,411
	立木	12	7,743	9	4,325
	その他	730	1,484,802	262	672,411
	計	実 856	1,863,511	実 279	711,148
合計		実 13,123	39,511,794	実 4,751	41,834,894

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は、実人員を示す。